

神戸市軽費老人ホーム利用料等取扱要綱

(目 的)

第1条 「神戸市軽費老人ホーム利用料等取扱要綱（以下、「要綱」という。）」は、神戸市内に所在する軽費老人ホームにおける「基本利用料」、「サービスの提供に要する費用（特別運営費関係を含む）」、「生活費」及び「居住に要する費用」（以下、「利用料等」という。）について定めるものである。

(サービスの提供に要する費用)

第2条 サービスの提供に要する基本額（月額）は別表のとおりとする。

(介護職員処遇改善支援加算)

第3条 施設の職員に対する処遇改善のための費用は、新たに介護職員への賃金改善を実施する施設を対象とし、次により算出した額を限度に、サービスの提供に要する費用（月額）として別途支給することができる。

一般入所者数	介護職員の数（常勤換算）	職員1人あたり（月額） 9,000 円
人	人	
0～30	1	
31～80	2	
81～	3	

(生活費)

第4条 生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）は、下記の額を上限とする。

1人あたりの額	冬期加算額（11月から3月まで）
51,804 円	2,160 円

(定めのない事項の取り扱い)

第5条 軽費老人ホームの利用料等は、この要綱に定めるものを除き、平成20年5月30日付け老発0530003号厚生労働省通知「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」に基づき取り扱うものとする。

附 則

1 要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

1 要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 要綱は、令和5年1月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

1 要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

附 則

1 要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

1 要綱は、令和7年3月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

1 要綱は、令和8年6月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

附 則

1 要綱は、令和8年8月1日から適用する。

別表

① 単独設置（特定施設以外）

施設形態	取扱定員（人）	利用料単価（月額）（円）
単独	20	147,670
	21－30	98,900
	31－40	86,840
	41－50	77,430
	51－60	65,580
	61－70	62,090
	71－80	54,470
	81－90	53,940
	91－100	48,650
	101－110	46,960
	111－120	43,150

② 併設設置（特定施設以外）

施設形態	取扱定員（人）	利用料単価（月額）（円）
併設	10－14	150,740
	15－19	101,010
	20－29	96,360
	30	69,590
	31－40	64,730
	41－50	52,140
	51－60	43,680
	61－70	37,550
	71－80	33,100
	81－90	35,000
	91－100	31,620
	101－110	30,770
	111－120	28,340

③ 単独設置 共通職員（特定施設）

施設形態	取扱定員（人）	利用料単価（月額）（円）
単独	20	84,900
	21－30	57,090
	31－40	43,080
	41－50	42,340
	51－60	36,380
	61－70	36,900
	71－80	32,510
	81－90	28,950
	91－100	26,240
	101－110	26,450
	111－120	24,360

④ 併設置 共通職員（特定施設）

施設形態	取扱定員（人）	利用料単価（月額）（円）
併設	10－14	26,860
	15－19	18,390
	20－29	34,180
	30	28,120
	31－40	21,320
	41－50	17,350
	51－60	14,630
	61－70	12,750
	71－80	11,390
	81－90	10,230
	91－100	9,300
	101－110	15,150
	111－120	14,010

⑤ 特定施設（単独・併設共通）一般入所者に対する介護職員

施設形態	取扱定員（人）	利用料単価（月額）（円）
単独 ・併設	20	36,590
	21－30	23,900
	31－40	30,240
	41－50	24,110
	51－60	20,090
	61－70	17,230
	71－80	15,120
	81－90	18,820
	91－100	16,920
	101－110	15,430
	111－120	14,060

⑥ 特定施設（単独・併設共通）一般入所者に対する介護職員を1名置かなかった場合

施設形態	取扱定員（人）	利用料単価（月額）（円）
単独 ・併設	20	12,260
	21－30	7,600
	31－40	17,870
	41－50	14,270
	51－60	11,950
	61－70	10,250
	71－80	8,870
	81－90	13,420
	91－100	12,050
	101－110	10,890
	111－120	10,040